

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(神奈川県担当部会)

平成 29 年 10 月 26 日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 1700099 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 1700101 号

## 第1 結論

請求者のA社 (現在は、B社) における平成 15 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 15 年 4 月から同年 9 月までの標準報酬月額については、18 万円から 24 万円とする。

平成 15 年 4 月から同年 9 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 15 年 4 月から同年 9 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 46 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 15 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

厚生年金保険の記録では、A社に勤務していた期間のうち、請求期間の標準報酬月額が、私が所持している当該事業所の給与明細書の支給額より低い額で記録されている。調査の上、請求期間の標準報酬月額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間のうち、平成 15 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間について、請求者から提出されたA社における給与明細書 (写) により、当該期間の報酬月額及び厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

また、請求期間のうち、平成 15 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間について、上記給与明細書 (写) により、同年 9 月の定時決定の基礎となる期間に係る報酬月額及び当該期間の厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請

求者の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準報酬月額については、上記の給与明細書（写）により確認できる厚生年金保険料控除額から、24万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、平成15年4月から同年9月までの期間について、請求内容どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、当該報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。